



ペリージョンソン レジストラー

環境・労働安全衛生 認証手順

PJR は、環境・労働安全衛生マネジメントシステム（EHS）の独立した認証を望む企業に、認定されているマネジメントシステム認証サービスを提供する。本手順では、認証プロセスを、申請書提出から認証後のサーベイランス審査までを追って詳述する。また、多様なケースに対応する PJR の方針についても説明する。

目次

1	序文および範囲	3
2	参考文書	3
3	定義	4
4	認証の要請	4
5	審査のスケジューリング	7
6	すべての EHSMS 審査における審査手法.....	8
7	ステージ 1 審査	10
8	ステージ 2 審査	11
9	指摘事項の分類	14
10	認証の決定	14
11	EHSMS サーベイランスおよび再認証審査.....	15
12	ロゴの使用	17
13	認証の一時停止、撤回または取り消し.....	17
14	異議申し立て	17
15	事業継続および災害からの復旧	18
16	機密保持	18

1 序文および範囲

- 1.1 本手順は、PJRが提供するISO 14001、ISO 45001、リサイクル産業業務基準、責任あるリサイクル（R2）、e-Stewards の審査および認証サービスの範囲に適用される。
- 1.2 PJRは、要求事項、審査、および決定を当該認証の範囲に関係する内容に限定すること。
- 1.3 本手順書において、PJRの顧客は「組織」、環境安全衛生マネジメントシステムは「EHS」、責任あるリサイクルは「R2」、リサイクル産業業務基準は「RIOS」、e-Stewardsは「e-Stewards」とそれぞれ呼称される。

2 参考文書

- 2.1 ISO 14001 環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引（最新版）
- 2.2 エレクトロニクスリサイクル業者に対する責任あるリサイクル規格
- 2.3 ISO 45001 労働安全衛生マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引（最新版）
- 2.4 ISO/IEC 17021-1 適合性評価 – マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項（最新版）
- 2.5 ISO/IEC 17021-2 環境マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項（最新版）
- 2.6 ISO/IEC TS 17021-10 労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項（最新版）
- 2.7 RIOS 運用基準（最新版）
- 2.8 GRSO の RIOS 認証プログラム（最新版）
- 2.9 R2 実施基準（最新版）
- 2.10 電子機器の責任あるリサイクル及び再利用のための e-Stewards規格（最新版）
- 2.11 IAF MD 5 品質及び環境マネジメントシステム審査工数決定（最新版）
- 2.12 IAF MD 1 複数サイトの組織が運用するマネジメントシステムの審査及び認証のための IAF 基準文書（最新版）
- 2.13 IAF MD 22 労働安全衛生マネジメントシステム認証のための ISO/IEC 17021-1 適用（最新版）
- 2.14 IAF MD 11 統合マネジメントシステムにおけるISO/IEC 17021-1 適用に関する基準文書
- 2.15 該当する ANAB 認定ルール
- 2.16 該当する ANAB Heads Up（注意喚起）文書
- 2.17 SERI アドバイザリー
- 2.18 PRO-3 認証の表明／広告宣伝および認証マーク／ロゴの使用手順
- 2.19 PRO-10 異議申し立て手順

2.20 PRO-11 登録の撤回および停止手順

2.21 PRO-13 登録の移転手順

3 定義

- 3.1 申請者—認定を受けたEHS認証の所持に関してPJRによる請求の支払いに責任を負う組織。
- 3.2 認証登録証—文書化された手順に従いPJRが実施した審査の結果、申請者の環境・労働安全衛生が特定のEHS規格に適合していることを証明する証書および関連文書。
- 3.3 ステージ1 審査—事業所のEHSマネジメントシステム (EHSMS) の妥当性を把握するために、PJRが実施する評価（ほとんど実地）。ステージ1 審査の目的は、環境側面および環境影響、危険源およびリスク、重点管理物質および従業員の保護 (EHSMS)、方針、目的、および必要な場合、ステージ2 審査への準備状況を明確にすることにある。
- 3.4 ステージ2 審査—実施されているEHSMSの妥当性、有効性および適合性を評価するため、PJRが実施する実地での事業所の評価。
- 3.5 予備審査または事前調査—ステージ1 審査以前に、事業所のEHSMSを評価するためにPJRが行う非公式の事業所の評価。その目的は、認証への準備状況を確認することである。
- 3.6 認証マーク—被認証事業所が使用することのできるPJRの承認を受けたロゴ。このマークは、事業所が規格に適合していることを公表するものである。
- 3.7 登録簿—ISO 14001、ISO 45001、RIOS、R2、またはe-Stewardsの認証事業所のリスト。
- 3.8 サーベイランス審査／再認証審査—EHSMSに引き続き適合していることを確認するためにPJRの審査員が行う認証後の審査。

4 認証の要請

- 4.1 組織は、認証プロセスに関する情報を文書または口頭により要請し、認証プロセスに入る。その要請に対し、PJRは組織に様式 F-1ehsms を提供する。またPJRは、必要とされる場合、要請に応じて追加の認証システム文書／情報を顧客に提供する。
- 4.2 組織は、PJR の標準様式 F-1EHMSに記入し（またはPJR が電話で情報を聞き取り）、認証プロセスを開始するために必要な情報を PJR に提供する。組織が複数の事業所を有する場合、F-1MSCSupp に記入された情報に基づき、当該組織がマルチサイトのどの種別に該当するかを判断する。以下が、認証構造の違いを説明している。

シングルサイト：

IAF MD 1 はサイトを、「ある所在地で組織の管理の下でプロセス／活動が行われるすべての土地を含み得る…」と定義している。建物 1 棟は、容易にシングルサイトと理解できる。特定の場所にある複数の建物も、シングルサイトと見なすことができる。注記： PJR は、同じ場所にあると見なせる建物間の距離を定義していない。

サンプリングが適用できるマルチサイト：

特定された中央機能（中央事業所で必ずしも組織の本社である必要はない）を有し、そこである活動が計画され、統制され、管理されている組織、またはそのような活動が全面的もしくは部分的に実施されている組織。中央事務所を除き、それぞれのサイトにあるプロセスは基本的に同一で、同一の方法ならびに手順によって運営されている。（IAF MD 1 の「複数サイト組織」の定義と適格要件を参照）。

サンプリングは、認証範囲に含まれるすべてのプロセスが確実に審査されるように、一部選択的でなければならない。さらに、これらのサンプルのうち少なくとも 25% が、無作為に選定されなければならない。

サイトの選定ではリスク（前回審査のパフォーマンス、苦情など）、マネジメントシステムにおける既知の変更点、地理的な要因による違い（文化、言語、法のおよび他の要求事項）を考慮しなければならない。サンプリングされる各サイトのサンプリング計画／戦略、審査工数は、F-114 に記載されなければならない。

中央機能は初回審査、再認証で、およびサーベイランス年に少なくとも 1 回は審査される。訪問するサイト数は、以下に基づく。

- 初回審査の場合：サンプルの数はサイト数の平方根を四捨五入した整数
- サーベイランスの場合：サンプルの数はサイト数の平方根を四捨五入した整数の 60%。
- 再認証審査の場合：サンプルの数は初回審査と同じ。マネジメントシステムが認証サイクル中に良好なパフォーマンスを実証した場合、サイト数の平方根を四捨五入した整数の 80% をサンプリングすることができる。

サンプリングが適切な、すでに認証されているスキームに新しくサイトを追加するには、審査範囲が適切かどうか検討する必要がある。選択した戦略は、該当する F-114 に記載しなければならない。すべてのサイトを審査する必要はない。

サンプリングを適用できるサイトの審査工数計算

特定サイトの審査工数は、そのサイトの従業員数とリスクレベルに基づく。IAF MD 5 は、最大 30% の削減を認めている。特定のセクターで認められない場合を除き、サイトに適用できる最大の削減率は 50% である。このことは、中央機能によってのみ実施されているマネジメントシステムのプロセスに認められている最大削減率は 20% と見なされていることを意味する。

サンプリングが適用できないマルチサイト：

セベラルサイトはマルチサイトでもキャンパスでもない組織で、特定の活動の計画、管理、あるいは運営している明確な中央機能（中央事務所だが、必ずしも組織の本社ではない）のある場所が複数ある組織である。

初回および再認証審査では、すべてのサイトが審査されなければならない。サーベイランス年では、1 年間にサイト数の 30% を四捨五入した数を審査しなければならない。中央機能は含まれなければならない。2 回目のサーベイランスで審査されるサイトは、通常異なる。

サンプリングが適用できない、すでに認証されているスキームに新しくサイトを追加するには、登録証に含める前に、そのサイトを審査しなければならない。

サンプリングを適用しないサイトの審査工数計算

特定サイトの審査工数は、そのサイトの従業員数とリスクレベルに基づく。IAF MD 5（および他のセクター固有の規則）は、最大 30% の削減を認めている。特定のセクターで認められない場合を除き、サイトに適用できる最大の削減率は 50% である。このことは、中央機能によってのみ実施されているマネジメントシステムのプロセスに認められている最大削減率は

20% と見なされていることを意味する。

マルチサイトの組織が、サンプリングが適用できるサイトと適用できないサイトで構成されている場合がある。

- 4.3 申請組織の活動の認証範囲がPJRの事業内容と同一である場合、PJRは申請を受け付けない。申請組織に対し認定されている認証を提供するための力量および資源を保有していることを検証する必要があり、申請組織を認証するための認定、力量、資源を保有していることを PJR が確認できない場合、PJRは組織からの認証申請を断る。

- 4.4 組織が提供する情報に基づき、PJRは申請を受理または拒否する。レビューの結果拒否する場合は、申請の拒否理由を「見積承認チェックリスト」(F-168)に文書化し、顧客に理由を明らかにする。申請を受理する場合、PJRは受理を F-168 に記載し、認証審査および以降のサーベイランス審査費用を含む見積書を提供する。必要な審査日数は、適切な審査工数算定表(F-114 シリーズ文書)を用いて決定する。審査工数算定表は、IAF MD5 (QMS および EMS 審査工数に関する IAF 基準文書)、IAF MD22 (労働安全衛生マネジメントシステム認証のための ISO/IEC 17021-1 の適用)、R2 実施基準、RIOS 認証プログラム、電気・電子機器の責任あるリサイクルおよび再利用のための e-Stewards 規格要求事項に基づいている。

- 4.4.1 従業員数およびリスク／複雑さのレベルは、該当する F-114 に記入されなければならない。EHSMS については、従業員数はほとんど常に、建物内の各要員を含む。この例外は、EHS プログラムマネージャーのみが承認することができる。同一または類似の作業を行っている要員の割合が高い場合、つまり要員が類似の OH&S リスクにさらされている場合、要員数の削減を適用することができる。注記：この削減はすべての状況において、等しく適用されなければならない。有効要員数をどのように決定したかという根拠は、F-114 に記載されなければならない。

技術レベルの低い途上国でよく見られることであるが、臨時未熟練要員を雇用している組織の場合、使用する労働力の種類がリスクを上げるため、労働安全衛生における有効要員数の削減は、適切ではない。

労働安全衛生の場合、高いインシデント／事故の発生率により審査工数が増える場合がある。逆に、3年間インシデント／事故が発生していない場合は、工数を削減することができる。この削減の適切性は、継続的に再評価される。

R2 と RIOS の場合、有効従業員数換算は認められていない。認証範囲に含まれるすべての要員を計算に入れなければならない。

労働安全衛生マネジメントシステムについては、組織が別の敷地でサービスを提供している場合、マネジメントシステムの範囲はこれらの活動を含まなければならない。PJR は、他の組織の構内を物理的に訪問する必要があるかどうか、リスクに基づいて判断しなければならない。判断の理由は記録されなければならない。どのサイトに訪問するかは審査計画書で詳細に明示されなければならない。

見積もりは、事前調査の費用を含むことができるが、全認証プロセスを完了するまでの間に推奨される、または必要とされるフォローアップ訪問(すなわちリビジット)の費用は含まない。また、見積もりは、組織から提供された情報が正確であることが前提とされ、情報の不備でPJRが追加の業務を必要とした場合には、その業務をカバーするために見積もりの額を変更することがある。

- 4.5 すべての見積もりは、PJR 本社の資格者か EHS プログラムマネージャーまたは日本プログラママネージャーにより承認される。審査のステージ 1 の後、FSMS 審査チームの審査所見によって、ステージ 2 に必要な審査工数が増減できることに留意すること。

- 4.6 見積もりが認定されている EHSMS の他の認証機関からの移転に関わる場合、PRO-13 登録の移転手順に従うこと。
- 4.7 場合によっては、必要な審査工数の逸脱（追加または削減）が許される。IAF MD 5 および IAF MD 22 は、審査工数増減の根拠を詳述している。最大削減率は 30% である。統合マネジメントシステムについては、IAF MD 11 が追加の削減を、セクター固有の規則で許されている場合は認めている。
- マルチサイトに関しては、審査工数は各サイトの有効従業員数に準じた標準的な審査工数表に基づき決定される。各サイトで同様の製品、サービス、プロセスまたは活動を提供しているマルチサイトに関しては、サンプリングを適用できる場合がある（IAF MD1 参照）。労働安全衛生マネジメントシステムについては、サンプルを決定する際、PJR は異なる技術、機器、使用／保管される有害な材料、作業環境／場所も考慮する。サイトのサンプリング中に不適合が発見された場合は、訪問審査されていないサイトを含めて、影響を受けるサイトすべてに是正処置が適用されなければならない。
- 注記：R2 と e-Stewards は初回のサイト認証ではサイトのサンプリングを許していないが、全サイトが初回審査を受け、認証取得後は、IAF MD 1 を適用してもよい。R2 については、3年のサイクル中に全サイトがサンプルされなければならない。マルチサイト認証で考慮される e-Stewards の順序については、全サイトが初回のサイト認証から 18カ月以内に認証されなければならない。
- 4.8 組織が認証を進めたい場合は、PJR は組織に F-3tc 契約条件とともに契約書を提供する。組織はそれから契約書に記入、署名し、原本を返送する。この文書の受領を PJR は、認証を進める指示と見なす。
- 4.9 認証のための要求事項の変更により遡及適用（時間をさかのぼっての実施）が必要となった場合、PJRは、顧客に新しい要求事項を知らせ、組織の次のサーベイランス審査時点で、新規の要求事項が確実に順守され、実施されているようにする。
- 4.10 審査を進める前に、PJR と申請者の間に理解の相違があれば解消する。
- 4.11 組織が事前審査、ステージ 1 および／またはステージ 2 審査を延期またはキャンセルした場合、組織は契約書で指定されているキャンセル料を支払わなければならない。

5 審査のスケジューリング

- 5.1 署名済みの「認証業務委託契約書」の受理後、組織の指定した日付に基づき、スケジューリングを行う審査プログラムコーディネーター（日本においては CR）がアサインされる。スケジューラー（CR）は、審査活動の日付を設定するために組織の連絡担当者に連絡をする。スケジューラー（CR）はそれから、審査希望日および必要な力量を有する審査員をコーディネートする。このプロセスでは通常、審査活動の日程が合意に至るまでに、顧客と審査員との間に何度かの連絡を要する。
- 5.2 スケジューラー（CR）は次に、「審査スケジューリング確認書」（F-163 シリーズ）またはそれに相当する文書を送付し、顧客は署名の上返送する。これにより、提案した審査日および審査チームを組織側が承諾したことを示す。要望に応じ、組織に背景情報も送付する。顧客は、特定の審査員または技術専門家の選定に対し、正当な理由（例：競合他社の従業員であるとか、個人的に反りが合わないなど）があれば、異議を唱える権利を有する。立会人（顧客のコンサルタント、立会を実施する認定機関の要員、規制者またはその他正当と認められる人物）の立ち会いおよび立ち会いを正当とする理由について、審査前に PJR と顧客間で合意する。スケジューラー（CR）は、顧客がステージ 1 審査への準備ができたことを証明するために使用する

る、該当の F-108 も顧客へ送付する。

5.2.1 通訳が必要な場合は、審査対象組織のバイリンガルの従業員を起用することができる。通訳者は審査対象エリアと無関係でなければならない。例えば、組織の経理または購買部門の要員は、製造現場で通訳をすることができる。独立性／完全性に問題がある場合、審査員は本社に連絡する。

5.2.2 技術専門家が必要な場合、顧客と協力して組織とは無関係の、地域の有能な人材を確保することは営業の責任である。地域の大学は素晴らしい出発点である。

5.3 その後スケジューラー（CR）は、カスタマーサービスまたは該当する国際的な被指名者の承認を得て「審査依頼書」（F-27*）を作成し、審査員に送付する。（*日本：スケジューラー（CR）は「審査依頼書」（F-54J）を作成し、審査員に送付する。F-54J は、作成者以外の者が承認しなければならない）

6 すべてのEHSMS審査における審査手法

6.1 EHSMS 審査は PJR-4「審査員の手引き」に従って実施し、以下の要素で構成される。

- a) 認証範囲を確認し、審査計画および報告手順をレビューし、EHSMS 審査チームを紹介し、EHSMS 審査に関するすべての詳細情報を確認するための、組織のトップマネジメントとの開始会議。
- b) 観察、文書レビュー、要員との面談を通じた EHSMS 自体の詳細な調査。審査中に発見されたすべての不適合について協議し、ステージ1 審査の場合は EHSMS 最終審査報告書にて報告する。
- c) 審査チームの指摘事項が組織のトップマネジメントに報告される最終会議。労働安全衛生審査の場合は、労働安全衛生責任者が最終会議に出席しない理由を、会議出席簿に記載しなければならない。審査チームは特に、以下を行う。
 - 特定した不適合および、少なくとも EHSMS 報告書案を組織に提示する
 - 具体的な解決策を勧めることなく EHSMS の有効性および改善の機会について報告する

この手法については、セクション 7 と 8 に詳しく説明されている。

6.2 組織は、次の方法で EHSMS 審査チームに協力する義務がある。

- a) 審査チームが、EHSMS は規格に基づき完全に、効果的に実施されていると結論付けるのに十分な、EHSMS に関する文書化された情報および記録を EHSMS 審査チームに提供する
- b) チームが組織の EHSMS が実際に確立され、効果的に運用、維持され、組織の文書類および規格に適合していることを検証できるように、EHSMS 審査チームが事業所、要員、および記録にアクセスできるようにする
 - IAF MD 22:2019 G 3.3 に準じ、労働安全衛生の分野で提供される追加サービスも、マネジメントシステムのコンサルティングと見なされることに注意すること。このようなサービスには労働安全衛生コーディネーターの役割を演じること、安全報告、リスクアセスメントの実施、顧客に代わって規制当局とやり取りすること、事故およびインシデント調査、特定組織の労働安全衛生マネジメントシステムの開発支援が含まれるが、これらに限らない

- c) 過去に **PJR** が取り決めている場合を除き、すべてのエリアへのアクセスの提供を含め、あらゆる方法で **EHSMS** 審査チームの要望に応え協力する
- d) すべての不適合を完全に解消する

7 ステージ1 審査

- 7.1 EHS プログラムマネージャーの承認がない限り、PJR は2段階の EHSMS 認証審査を組織の事業所内で行う。本手順において、この2段階の審査は、ステージ1 審査および ステージ2 審査と称する。主任審査員は F-184「審査計画のためのテンプレート」（日本の場合は F-184J）を使って審査計画書を作成する。主任審査員は、審査前2週間以内に審査計画書の写しを組織に提供する。
- 7.2 主任審査員は、ステージ1 審査の F-27（日本は F-54J）を受領して初めて、ステージ2 審査が確定したと考えること。審査に先立ち主任審査員は、審査業務の依頼を受けてからできるだけ速やかに受審組織の管理責任者（MR）に連絡を取り、審査ロジスティック（移動手段、希望の開始時間など）、組織のトップマネジメントの通常の服装（伝統的なビジネス、ビジネスカジュアル、など）について協議し、審査の特別な要件（安全訓練または保護具など）を明らかにする。主任審査員は、組織が事業を行っている場所および組織の製品やサービスが販売されている場所も、尋ねなければならない。主任審査員は、組織の製品やサービスに関係する、すべての該当国における法令・規制要求事項に精通していることが望ましい。これを行うには、インターネットでの検索が最適な方法である。主任審査員はまた、審査チームメンバーにロジスティック上の調整事項、服装規定などを伝え、組織ならびに審査チームメンバー全員に審査計画書の写しを配布する。
- 7.3 審査当日の開始予定時刻に主任審査員は、初回会議を行うために、顧客に連絡をする。初回会議は、該当する審査ワークブック中の初回会議議題を用いて行う。主任審査員は、初回会議にて、組織側の出席者を会議出席簿に記録すること。
- 7.4 主任審査員と顧客との間で別段の合意がない限り、各審査員に案内役が同行しなければならない。審査チームは、案内役が審査プロセスまたは審査結果に影響を与えたり、干渉したりしないことを確実にしなければならない。
- 7.5 ステージ1 審査の目的は、組織の環境労働安全側面／危険源、関連する影響／リスク、方針および目的の状況から EHSMS を理解し、顧客がステージ2審査を受審する準備が整っていることを確認し、ステージ2の審査計画を立案する際に重点を置くべき点を知ることである。
- 7.6 主任審査員は、WB-QEHS-2015-ST1.J ワークブックに記入すること。このステージ1 専用ワークブックは R2、RIOS、e-Stewards 固有の要求事項のみならず、ISO/IEC 17021-1 ステージ1の要求事項も含む。
- 7.7 審査員は、ステージ1 審査中（不適合報告書に）不適合、観察事項または改善の機会について文書化はしない。代わりに審査の重点は、ステージ2へ進むことを推薦する、あるいは推薦しない適合および不適合の客観的証拠を WB-QEHS-2015-ST1.J に記入することである。
- 7.8 主任審査員はステージ1 審査の最後に、組織がステージ2へ進む準備ができているかどうかを明確にしなければならない。顧客がステージ2へ進む準備ができていない場合、次のいずれかの処置がとられる。
- a) ステージ1 審査を繰り返す：重大な問題が生じた場合
 - b) オンサイトのリビジット：ステージ1の不適合および懸念事項に取り組んでいる客観的証拠を確認するために、審査員のオンサイトでの検証が必要な場合、オンサイトのリビジットが推奨される
 - c) オフサイトのリビジット：文書の問題のみの処置の場合は、オフサイトのリビジットが推奨される

主任審査員は、契約したステージ2の工数（F-27*「審査依頼書」に記入される）、ステージ2のために契約された工数が適切かどうか、あるいはステージ2に別の工数を勧めるかどうか

か、も記入しなければならない。主任審査員と組織の両者が、ステージ1 審査報告書に署名しなければならない。（*日本：F-27 の代わりに F-54J を使用する）

- 7.9 主任審査員は、予定された時刻に組織との最終会議を開かなければならない。最終会議は、該当するワークブック中の最終会議議題を用いて行うこと。主任審査員は、最終会議にて、組織側の出席者を会議出席簿に記録すること。労働安全衛生審査の場合は、労働安全衛生責任者が最終会議に出席しない理由を、会議出席簿に記載しなければならない。
- 7.10 記入済みの WB-QEHS-2015-ST1.J および裏付けとなる証拠類は、審査日より1週間以内に PJView にアップロードされなければならない。（注：審査パッケージの提出については、海外拠点によって要求事項が異なる場合がある）
- 7.11 ステージ1 審査パッケージがオフィスに届いたら、力量ある PJR 判定委員会委員がステージ1 審査パッケージをレビューし、ステージ2 に進むという主任審査員の推薦事項に同意するかどうか決定する。判定委員の決定はステージ1 審査報告書の末尾に記入され、決定の記録は PJView に入力される。さらに、主任審査員がステージ2 の契約審査工数が適切ではないと推薦している場合、該当部門が適切な処置を開始する。ステージ2 の工数が契約上の工数から変更される場合、セールスコーディネーターに契約の修正を依頼しなければならない。
- 7.12 ステージ1 審査における懸念事項は、ステージ2 審査で不適合になり得る事項である。受審組織は、これらの懸念事項の修正を準備し、ステージ2 で審査員のレビューを受ける。主任審査員には、レビューに先立ち修正の証拠の提出を求める権利がある。
- 7.13 ステージ1 実施時に、ステージ2 がすでに計画されている場合がある。ステージ1 の結果、ステージ2 の延期が必要になることもある。主任審査員は、組織に明確に延期を通知しなければならない。ステージ1 の結果により、マネジメントシステムに大幅な変更が発生する場合や、ステージ1 とステージ2 の間に時間間隔が発生する場合は、ステージ1 の再度実施が必要になる場合がある。

8 ステージ2 審査

- 8.1 ステージ1 審査の審査結果に基づき、主任審査員はステージ2 審査のための審査計画書 (F-184) を作成する。通常、ステージ1 およびステージ2 審査の間隔は、6週間以上、90日以内である。これに対する例外は容認される可能性があり、その場合は EHS プログラムマネージャーが承認しなければならない。その場合は理由を記録すること。
 - 8.1.1 イタリア国内の組織の場合、ステージ1 審査とステージ2 審査の間隔は、通常15暦日である。場合によってはこれより短期間とすることも可能であるが、正当な理由が必要である。PJR は、組織に対して、15暦日未満の間隔で審査を実施する場合のリスクについての承諾書の提出を要求する。この承諾書を入手したら、F-163it に記録される。
- 8.2 ステージ2審査の目的は、以下の通りである。
 - a) 組織の方針、目標、手順への適合を確認すること
 - b) EHSMS が認証範囲に含まれる規格のすべての要求事項に適合していることを確認すること
- 8.3 WB-QEHS-2015-ST2.J 中の初回会議議題を用いて、初回会議を行う。主任審査員はまた、出席簿を回覧し、初回会議の出席者を記録する。

- 8.4 実地審査活動の前半は、ステージ1 審査の完結が目的である。ステージ1 審査の主任審査員（ほとんどの場合はステージ2 の主任審査員でもある）は、ステージ1 審査で確認された不適合や懸念事項に対して取られた修正を検証しなければならない。主任審査員は、これらの懸念事項や不適合に対する取り組みを実証するため、確認された客観的証拠を明確に文書化しなければならない。（注：受審組織はステージ1 審査の懸念事項／不適合については修正のみを提出すればよい。根本原因分析および是正処置は要求されていない）
- 8.5 その後ステージ2 審査を、審査計画書に従って開始する。主任審査員は、受審組織のプロセスならびに法的その他要求事項の力量を有するチームメンバー（すなわち、組織の EA コードの力量を有するチームメンバー）が、組織の適切な領域を審査するためにアサインされていることを確実にする。主任審査員とお客様との間で別段の合意がない限り、各審査員に案内役が同行しなければならない。審査チームは、案内役が審査プロセスまたは審査結果に影響を与えたり、干渉したりしないことを確実にしなければならない。審査中、審査チームは、定期的に審査の進行を確認し情報を交換すること。主任審査員は、必要に応じ審査チームメンバー間で仕事の割り振りをし直し、審査の進展および懸念事項を顧客に定期的に伝える。主任審査員は、審査チームのミーティングのために適切な時間が計画されていることも、確実にすること。EHS 審査では、オンサイトの審査合計時間の10% のみを報告書作成に費やすこと。審査計画書上の変更にはすべて注釈をつけ、審査パッケージと一緒に PJR 本社に提出すること。
- 8.6 組織のプロセスを、そのプロセスが発生している現場において審査するために、あらゆる努力がなされることが望ましい。面談を通して得られる監査の証拠は、観察、記録、測定の結果など、独立した情報源から得た補助的な情報により検証することが望ましい。面談者の氏名、役職および勤務シフトは、審査ワークブック中の審査作業文書に記録すること。審査チームは審査作業文書に、適合および不適合のメモを詳細に記録しなければならない。メモは組織のプロセスに従ってまとめる必要があり、審査対象となる規格の条項に沿ってまとめるべきではない。不十分もしくは条項に基づく審査作業文書は容認できず、判定委員会によって差し戻される。
- 8.6.1 労働安全衛生の審査については、審査チームは労働安全衛生に法的責任を持つ経営層、労働安全衛生に法的責任を持つ従業員の代表者、従業員の健康を監視する責任者、管理者、正規および非正規従業員に面談しなければならない。遠隔で行われる面談については、正当な理由が記録されなければならない。
- 8.7 審査員は自分たちでサンプルを選ぶこと。顧客はサンプルを選ぶことはできない。（PJR アドバイザリー No. 21「被監査者の文書への審査員のメモ書きについて」を参照のこと）審査員によるサンプリングは、組織にとって付加価値のある審査を行うために重要な要素を含んでいる。適切なサンプリングによって、受審組織の EMS / EHSMS / QEH&S / e-Stewards / EnMS の効果的な運用を評価し、その弱点を明確にすることができる。「サンプリング」という用語は、ある特定のプロセスを無作為な形で抽出することを意味する点に留意すること。このため審査員は、事前のレビューで顧客からの苦情、返品、著しい側面、環境プログラム、内部不適合に関連していることが示されたものを「積極的に」選ばなければならない。過去のパフォーマンス（またはその欠如）によって、サンプリングを行うべき「重点箇所」を見つけることができる。
- 8.8 不適合を記入するための客観的証拠がある場合、以下のフォーマットを使用すること。
- 8.8.1 不適合の記述
 - 8.8.2 不適合の記述を裏付ける客観的証拠
 - 8.8.3 満たされていない要求事項の引用

PJRは、指摘事項を重大な不適合、軽微な不適合、要観察、改善の機会に区分し定義している。各々の詳細な定義は、本書のセクション 10 に詳述する。

- 8.9 主任審査員が審査中に重大不適合を特定した場合、直ちに管理責任者または同等の要員に通知する。同様に、関連する規制要求事項に対する不適合も直ちに通知されなければならない。後者の場合不適合は、該当するマネジメントシステム要求事項に対して文書化されなければならない。すべての場合において、PJR プログラムマネージャーに連絡すること。2日以上にわたる審査の場合、主任審査員は審査チームおよび管理責任者と共にまとめ会議を開き、当日の指摘事項について協議しなければならない。
- 8.10 審査チームのメンバーが審査中に重大不適合の疑いを発見した場合、直ちに LA に報告しなければならない。（チームメンバーは、審査中の不適合の分類を控えるようにする。不適合の分類は、不適合およびその重大性の最終的な判断をする主任審査員の責務である）
- 8.11 重大不適合には通常、リビジット審査が必要である。主任審査員が重大な不適合があると思うときは、EHS プログラムマネージャーまたは日本のプログラムマネージャー、判定委員会委員、またはその他適切な国際的連絡機関に連絡し、実地のリビジット審査の必要性について判断を委ねる必要がある。主任審査員は、理想的には組織の事業所を発つ前に、スケジュール部門から連絡を受けリビジット審査の具体的な日程の予定を組む。
- 8.12 入手可能な審査証拠により審査目的が達成不可能であることが示され、審査中に EHSMS マネジメントの重大な欠陥または差し迫った重大なリスク（安全性など）により、主任審査員が受審組織の認証を推薦できないことが明らかな場合、または 1つもしくは複数の不適合を解消するためにリビジット審査が必要であることが明白である場合、主任審査員は顧客にその旨を伝え、本社の EHS プログラムマネージャーまたは日本のプログラムマネージャーに連絡を取り、適切な処置を決定する。この処置には、審査の終了を含む場合がある。EHS プログラムマネージャーまたは被指名者および LA は、次の可能な選択肢を検討する。a) リビジット審査がおそらく必要であるという認識のもと、審査を継続する。または b) 審査を中断する。主任審査員は管理責任者にこの選択肢を提示し勧告する。このような状況は契約上の変更が必要となることが多いため、EHS プログラムマネージャーまたは日本のプログラムマネージャーに決定を直ちに伝えることが重要である。
- 8.13 主任審査員は、審査チームからのインプットを受けて WB-QEHS-2015-ST2.J 中の審査最終報告書を完成させなければならない。報告書は R2、RIOS、e-Stewards 固有の要求事項のみならず、ISO/IEC 17021-1 の要求事項にも基づいている。
- 8.14 審査チームによる審査終了後、最終会議前に主任審査員が審査チームを招集し、指摘事項および審査中に審査目的に対して収集したその他の適切な情報をレビューする。主任審査員は審査作業文書をレビューし、規格のすべての該当項目が適切に審査されていることを確認する。
- 8.15 この時点で、審査チームはすべての審査作業文書および「審査員・技術専門家宣誓書 被監査者に対する機密保持誓約書 情報の非開示の誓約書」を含め、その他必要な様式を主任審査員に渡す。
- 8.16 最終会議前の審査チームのミーティングが終了すると、管理責任者またはその被指名者が会議室に呼ばれ、審査結果が提示される。不適合の根拠となる事実関係について認識していただくため、最終会議の前に指摘事項を管理責任者とともにレビューすることが望ましい。
- 8.17 最終会議は、ワークブックサブリメント中の最終会議議題を用いて開くこと。主任審査員はまた、出席簿を回覧し、最終会議の出席者を記録すること。審査の指摘事項または結論に関して審査チームと顧客間で意見の相違がある場合は、可能な場合は話し合い、解決する。解決されない意見の相違は「指摘事項等確認書」のコメント欄に記録すること。
- 8.17.1 労働安全衛生審査の場合は、労働安全衛生責任者が最終会議に出席しない理由を、会議出席簿に記載しなければならない。

- 8.18 主任審査員と受審組織は重要な審査項目が遂行されたこと、および「指摘事項確認書」に記録されたすべての不適合について承認すること。主任審査員は、実地審査の終了時に審査報告書を組織に提出する。
- 8.19 主任審査員は記入済みの審査パッケージを審査最終日より1週間以内にアップロードしなければならない。（注：審査パッケージの提出については、海外拠点によって要求事項が異なる場合がある）
- 8.20 受審組織は、審査で確認された**軽微**不適合に対する是正処置計画を、最終会議が行われた日から 60 日以内に提出する。（審査員は顧客と話し合って不適合解消の具体的な期限を設定し、審査報告書に記入することが望ましい）是正処置計画は、修正のための計画、根本原因の分析結果、および是正処置のための計画を含むことに注意。重大**不適合**について、組織は是正処置を実施したことの客観的証拠を提出しなければならない。RIOS のステージ 2 と再認証審査の場合は、認証決定のために軽微ならびに重大不適合両方の是正処置を完全に実施しなければならない。
- 8.21 主任審査員が（軽微な不適合に関し）是正処置計画を容認した場合、または（重大な不適合に関し）是正処置の実施の証拠を容認した場合、RIOS を除き、主任審査員は受審組織の是正処置計画／証拠を審査最終日から 75 日以内に PJView にアップロードする。組織の是正処置計画／証拠が容認できない場合、主任審査員は担当の ASA に通知しなければならない。
- 8.21.1 主任審査員がステージ 2 の最終日から 6 カ月以内に**重大**不適合に対する修正および是正処置を検証できない場合、PJR は認証を勧告する前に再度ステージ 2 を行わなければならない。重大不適合に対し是正処置計画はこれまで容認できなかったが、現在は、ステージ 2 では修正／是正処置の実施期限がある。
- 8.22 リビジット審査が必要な場合、審査ワークブックの「リビジット審査報告書」に記入しなければならない。審査ワークブックのヘッダーには、元の審査番号とリビジットの審査番号の両方が含まれていなければならない。リビジット審査で審査員が重大不適合を終結できない場合、EHS プログラムマネージャーに連絡しなければならない。当該重大不適合は、未決事項として残る。適切なプログラムマネージャーは、是正処置プロセスに対する追加の指摘事項が文書化されるべきか否かについて、当該審査員に指示する。

9 指摘事項の分類

- 9.1 不適合は以下の通りに定義される。
- a) **重大**：必要なシステム要素が完全に欠けていること、まとめてみると必要なシステム要素が完全に壊れていることを示す、一連の軽微不適合、または入手可能な客観的証拠に基づき、EHSMS の組織の方針および目標を達成する能力に対し著しい疑念を持たせるような状況。「shall（～しなければならない）」の欠如、あるいは事業所の著しい環境側面／危険源が管理されないまま残り、潜在的な環境影響および安全衛生リスクを引き起こすようなプロセス。
 - b) **軽微**：マネジメントシステム要求事項を満たしていないこと。

10 認証の決定

- 10.1 審査不適合が問題なく解消されたら、審査プログラムアシスタント（APA）が F-67ehs にあるガイダンスを使ってパッケージを確認する。そろっているかどうか確認したら、パッケージは判定委員会レビューの段階に入る。

- 10.2 判定委員会の力量のある委員が、F-67ehs の基準に従ってパッケージをレビューし、認証を決定する。判定委員会委員には、F-71ex「判定委員・認証担当者宣誓書」への署名が求められる。審査員も審査員の雇用主も顧客と関係を持たず、よって利害の抵触のないことを、審査パッケージの見直しを終える前に確認するためである。
- 10.2.1 労働安全衛生規格への認証には、完全な法令順守が求められる。組織が法令を順守していない場合、指定の期日までに完全な法令順守を達成する計画の実施を実証しなければならない。当該の計画には、力量のある規制当局の支援文書がなければならない。
- 10.2.2 組織の労働安全衛生マネジメントシステムは期限までに完全順守を達成する能力があり、働く人／暴露される要員に対するすべての危険源／リスクに対応策が取られ、深刻な負傷または疾病につながり得る活動、プロセス、状況がなく、移行期間中、労働安全衛生を管理するための管理策が講じられている、という客観的証拠があれば、PJR はそれでも認証を付与する。
- 10.2.3 PJR の審査報告書は、組織の労働安全衛生マネジメントシステムが順守義務を満たす能力に関する証拠を、明確に詳述しなければならない。
- 10.3 審査パッケージが、レビューする判定委員会委員が理解できる言語で作成されていない場合、最低限の要求事項は審査計画書、不適合および関連する是正処置、必要があれば客観的証拠、最終審査報告書である。レビュアーが上記以上の情報を要求する場合、依頼をする場合もある。
- 10.4 判定委員会が認証を承認した審査パッケージに対して、PJR は該当する規格を指定した認証登録承認書を発行する。認証登録証は、発行日から 3 年間有効とする。登録証の発行後、お客様アンケート (FiuJ-21) が組織に送付される。
- 10.5 PJR は、PJR 登録証を付与する権限を持つ唯一の機関である。登録証および審査報告書は、PJR の所有物であり続ける。登録証は、WI-4 に従って作成される。
- 10.6 適用範囲の変更が予定されている場合、組織は提案する変更内容を文書で PJR に通知しなければならない。そのような変更を評価するため、適用範囲の拡大審査が必要な場合がある。拡大審査の範囲は、変更の度合いによって決定される。

11 EHSMS サーベイランスおよび再認証審査

- 11.1 サーベイランス審査および更新審査は、通常、ステージ 2 審査で上述されているのと同じプロセスに従って行われる。適用範囲に R2、RIOS または 45001 がある顧客は、サーベイランスまたは再認証審査の前に F-108R2supp への記入が求められる。これは、審査工数が下流ベンダーと処理活動、過去の不適合に基づいて適切に調整されていることを保証するものである。45001 の顧客または 18001 から 45001 に移行する顧客については、このフォームに記入することにより、審査工数に影響しかねない組織の事業所外で働く要員、組織の管理下で働く請負者／下請負者などについて、適切な情報を収集することを確実にできる。
- 11.2 認証登録証は、規格に対する継続的適合を条件として、3 年間有効である。PJR は、少なくとも年に1回行われる定期的なサーベイランス審査を通じ、この適合性を監視する。サーベイランスの「期限」は、初回認証審査または再認証審査の最終日に基づき決定される。ステージ 2 審査後の最初のサーベイランス審査は、登録証の発行日から 12カ月以内に行わなければならない。組織の認証されている事業所の規模および複雑さ、発見された不適合の数によって、サーベイランス審査の頻度が決まる。多くの場合、サーベイランス審査パッケージは、ステージ 1 またはステージ 2 審査パッケージと全く同じプロセスでレビューされる。場合によっては、規格固有のスキーム規則で許されていれば、極めて有能な審査員のサーベイランスのパッケージは、重大不適合が書かれているか認証範囲の変更がない限り、独立したレビューの対象にはならない。

- 11.3 サーベイランス審査の主な目的は、依頼者の EHSMS システムの継続的有効性および継続的改善を検証することである。主任審査員は、「審査最終報告書」中のサーベイランス審査固有または再認証審査固有の質問に、確実に答える必要がある。
- 11.4 サーベイランス審査または再認証審査をアサインされた場合、主任審査員は前回のサーベイランス審査中に文書化された「不適合報告書」および「審査最終報告書」の写しを受領する。審査員には、上記の不適合に対する是正処置の実施状況を検証することが要求される。RIOS の場合、審査員は過去 2年間の是正処置の実施を検証することが求められる。何らかの理由により、主任審査員が前回の「不適合報告書」および「審査最終報告書」の写しを本社から受け取っていない場合、審査員はこれらの書類を組織に要請することとなる。組織が前回の不適合報告書を持っていない場合、主任審査員は本社に連絡しなければならない。主任審査員は、審査報告書の中では是正処置を検証したことを示すことが望ましい。前回審査で確認された不適合が検証されたことを示す証拠がないサーベイランス審査および再認証審査パッケージは、不完全なものとなされる。
- 11.5 サーベイランス審査は、主任審査員が作成するサーベイランス審査計画書 (F-184) に従って行う。WB-QEHS-2015-ST2 は、サーベイランス中にカバーしなければならない、特定の基準となる。RIOS の場合、過去 2年間の不適合に関連する作動領域および RIOS 要求事項は審査されなければならない。
- 11.6 PJR は、認証期間中に特別サーベイランス審査を行う権利を保持している。特別サーベイランス審査は、ステージ 2 審査と同じフォーマットに従って行う。特別サーベイランス審査を引き起こすような状況には次の事項が含まれるが、これらに限らない。
- a) 組織が認証範囲の拡大または縮小を望む場合、範囲拡大申請には組織の新たな申請 (F-1 シリーズ) を必要とすることが多いが、EHS プログラムマネージャーの判断で、顧客は範囲拡大の説明を文書にて提出することができる。EHS プログラムマネージャーまたは被指名者は、認証範囲の拡大要請および組織の特定の時間調整の要請を検証し、特別審査または短期予告審査を実施する必要があるか、またはその変更は次の通常のサーベイランス審査にて評価できるか決定する。
 - b) 顧客その他 (例：規制当局) からの苦情は、EHSMS の要素で、またはその実施上、不適合が発生したことを示唆している。
 - c) 組織は EHSMS を大きく変更している、あるいは変更を望んでいる。これには所有権、住所、主要要員の変更が含まれる。PJR の契約に従って、組織はすべての重大な変更を PJR に文書で通知することが求められている。(R2 の場合の注意：審査は、サイトが新しい住所への移転を完了してから 30 日以内に行われなければならない)
 - d) 一時停止の状況
 - e) 特別審査のもう 1つのタイプは、審査中に書かれた重大不適合に対応するためのリビジットである。すべての重大不適合にリビジットが必要なわけではない。リビジットの必要性は、主任審査員と EHS プログラムマネージャー (または該当する国際的なマネージャー) が相互に判断する。
 - f) 労働安全衛生の場合、重大事故または重大な法令違反があれば、マネジメントシステムが有効に機能しているかどうか、また悪影響がないかどうか確認するため、特別審査が必要になる場合がある。
- 11.7 認証期間の 3 年目に PJR は、EHSMS の再認証を完了する。適用範囲に R2 または RIOS がある顧客は、審査の前に F-108R2supp への記入が求められる。これは、審査工数が下流ベンダーと処理活動、過去の不適合に基づいて適切に調整されていることを保証するものである。再認証審査をアサインされた審査員は、所定の審査サイクルにおける顧客の審査履歴に対して実施されたマスターファイルレビュー (F-118 シリーズ) の写しを受領する。マスターファイルレビューには、認証期間中に文書化された不適合の概要が記載されている。審査員は、前のサイクルのすべての審査報告書および (あれば) 不適合/関連する是正処置の写しも受領する。このマスターファイルレビュー、同サイクル内の前回の審査報告書、および不適合/関連する是正処置は、再認証審査の前にレビューされ、審査計画のインプットとすべきである。

これらの文書類は、特定のプロセスや領域における顧客のこれまでのパフォーマンスを基にして、その特定のプロセスや領域の審査により時間をかけて審査する必要があることを示している場合がある。

- 11.7.1 特定の状況下では、PJRは再認証審査の前にステージ1 審査の実施を要求することがある。これは組織または組織のマネジメントシステムに著しい変更があったとき、あるいはマネジメントシステムのパフォーマンスが良くない場合が通常該当する。ステージ1 審査が必要かどうかは、EHS プログラムマネージャーまたは被指名者が判断する。この判断は、マスターファイルレビューに記入される。ステージ1 審査を必要とする状況の深刻さによって、ステージ 1 がオンサイトかオフサイトかどうか、ステージ 1 の工数、ステージ 1 が上記の通りの全面的なステージ 1 かどうか、また組織のマネジメントシステムのある側面だけを検証する必要があるかどうか、が決まる。組織がステージ 1 の間に生じるかもしれない懸念事項に対処できるように、ステージ 1 と再認証審査の間には十分な時間がなければならない。
- 11.8 審査員は、サーベイランスまたは再認証審査から 75 日以内に是正処置を容認しなければならない。サーベイランスまたは再認証審査で文書化された不適合に対する是正処置の実施は、重大不適合および RIOS の場合を除き、次の審査で検証してもよい。
- 11.8.1 いかなる重大不適合についてもPJR 主任審査員は、認証の有効期限の前に修正／是正処置を実施および検証できるように、その期限を設定しなければならない。これは、組織が修正／是正処置の場合によっては 60 日以内に実施しなければならないことを意味する。
- 11.8.2 PJR が再認証審査を完了していない、または重大不適合に対する修正／是正処置の実施を認証の有効期限の前に検証できない場合、再認証を推薦してはならない。既存の登録証 [の有効期限] を延長することはできない。
- 11.8.3 登録証の有効期限が切れた場合 PJR は、未実施だった再認証活動が完了している場合に限り、新しい登録証を発行することができる。そうでなければ、少なくともステージ 2 は実施されなければならない。新しい登録証の発効日は、再認証の決定日、またはそれ以降でなければならない。有効期限は、前回の認証サイクルに基づかなければならない。

12 ロゴの使用

- 12.1 PJR ロゴおよび PJR の認定機関のロゴの使用は、PRO-3 に規定されている。

13 認証の一時停止、撤回または取り消し

- 13.1 PJR は、PJR の手順 PRO-11 に従い、審査期間の 3 年間にいつでも認証登録証を一時停止、撤回、取り消しをする権利を保持している。
- 13.2 顧客から提供されるか、特別審査を通じて知った重大事故、または有能な規制当局が関与している重大な法令違反など、インシデントに関する情報は、マネジメントシステムが労働安全衛生の認証要求事項を満たしていないことを実証できる場合は、PJR が認証を一時停止または撤回する根拠となり得る。

14 異議申し立て

- 14.1 組織または利害関係者は、PJR の決定に異議を唱えることができる。異議申立て者は、PJR の手順 PRO-10 に従って異議を申し立てることができる。

15 事業継続および災害からの復旧

15.1 組織が台風、津波、地震などの自然災害、またはテロの脅威、悪意あるコンピューターへの不正侵入、地政学的な緊張、世界的流行病による被害または労働ストライキなどを含む、ただしそれに限定されないその他の壊滅的状況による影響を受ける場合、**PJR** は各組織の状況を個々に評価し、最も適切な処置を決定する。この評価プロセスを容易にするため、**PJR** は組織に以下の情報を提出するよう要請する。

- 1) マネジメントシステムの運用はどの程度影響を受けているか。
- 2) 貴社は、いつ機能できるようになるか。
- 3) 貴社は、いつ現行の認証範囲で定義されている製品の出荷または業務の履行が可能になるか。
- 4) 貴社は別の製造または流通サイトを使用する必要があるか。その必要がある場合、それらは現在、現行の認証の対象となっているか、または評価される必要があるか。
- 5) 既存の在庫は依然として顧客の仕様に適合しているか、または特別採用が可能か否かについて顧客に確認する必要があるか。
- 6) 該当する場合は、災害復旧計画または緊急対応計画が実施されているか。それは効果的であったか。
- 7) プロセスおよび／またはサービス、出荷製品の一部を外部委託することになるか。その場合、認証組織は、委託先の活動をどのように管理するのか。

さらに、システムが依然として有効であることを確実にし、短期間で認証の適合性を判定するために、**PJR** はマネジメントレビュー会議議事録、是正処置記録、内部監査結果およびプロセス管理状況などの重要書類を要求する場合がある。

再認証審査の期限となったが再認証することができない組織については、認証期限の終了後に再登録しなければならない。サーベイランス審査は審査期限より最長3ヵ月延期することができる。サーベイランス審査を3ヵ月以上延期している組織は、認証の自発的な一時停止を選択しなければならない。組織がすでに審査を3ヵ月延期している場合、この認証の自発的な一時停止をさらに3ヵ月間継続することができる。この自発的な一時停止期間の終了時には、再認証審査が行われなければならない。これが行われない場合、認証は取り消される。

16 機密保持

法律、法令、政府管轄の規制、認定機関の規則で要求される場合を除き、**PJR** は組織の審査または組織のマネジメントシステム認証の過程で入手したいかなる情報も、厳密に機密情報として扱う。全審査員、事務スタッフ、判定委員、諮問委員会、公平性委員会、他の従業員または契約審査員を含め、**PJR** はそのような情報を、適用される法律および／または法令に従い、事前の文書による合意なしに、第三者に公開しないことを約束する。法律または法令でそのような情報の公開が要求される場合、**PJR** は求めに応じ情報を公開し、認証組織にその公開を直ちに文書で通知する。署名した審査員行動倫理宣誓書（F-176）が、機密情報の機密保持契約の証拠として保持される。